

裏面もお読みください。

医療法人が法人事業税の課税標準となる
所得金額を計算をする際に、誤りの多い
項目について



埼玉県のマスコット コバトン

事業分量配当金の取扱い

協同組合等の組合員が剰余金の分配を受けた場合は、過大徴収額の返還であり、**経費の戻入(※)**に相当するため、**所得金額の計算の基礎としない収入金額**となります。(別紙第2号様式 付表2のE欄に記入)

ただし、預貯金の受け入れをする協同組合等から、預貯金について分配された場合や、払込出資額に応じて払われた配当は、利子等収入として自由診療分の収入となります。(別紙第2号様式 付表1の2に記入)

保険医協会からの戻り金の取扱い

保険医協会に対して拠出した掛金の一部が、一定期間経過後に分配又は還付された場合は、過払い分の返還であり、**経費の戻入(※)**に相当するため、**所得金額の計算の基礎としない収入金額**となります。(別紙第2号様式 付表2のE欄に記入)

公費負担制度に係る自治体からの収入の取扱い

患者(被保険者)が一部負担金を支払わず、自治体から医療機関に直接支払われる場合、当該一部負担金にかかる収入は、**社会保険診療分の収入**となります。(別紙第2号様式 付表1の1に記入)
また、このような事例において自治体から支払われる「**利子補給金**」や「**事務取扱手数料**」は、自由診療分の収入となります。(別紙第2号様式 付表1の2に記入)

保険契約に係る収入の取扱い

保険契約の内容(積立型、掛捨て型)及び収入の種類(契約者配当金、死亡保険金、満期返戻金、解約返戻金)によって、取扱いが異なります。裏面「**保険契約に係る収入がある法人は、御提出ください。**」の案内に従ってください。なお、当該用紙の記入及び提出をお願いいたします。

※「経費の戻入」についての埼玉県の考え方

一度経費として計上されたが、何らかの理由でその一部又は全部が戻ってきたものをいいます。埼玉県では、**経費の支出先から直接受け入れた収入に限り、「経費の戻入」として取り扱っています。**

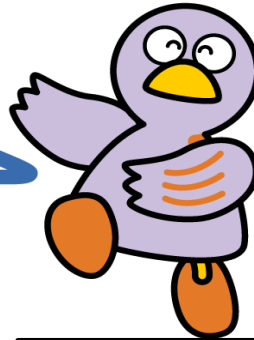
表面もお読みください。

保険契約に係る収入判定表

※保険契約に係る収入がある法人のみ使用

課税標準となる所得金額の計算における、保険契約に係る収入の取扱いは次のとおりです。

該当項目に金額を記入の上、別紙第2号様式に転記してください。



埼玉県のマスコット コバトン

収入の種類	保険契約の内容	金額(法人税法上、益金に算入する金額)	
契約者配当金	積立型保険	円	付表1の2・自由診療に係る収入金額
	掛捨て型保険	円	付表2・E欄(経費の戻入)
死亡保険金	積立型保険	円	受取保険金から保険積立金(※1)を控除した額 付表1の2・自由診療に係る収入金額
	掛捨て型保険	円	受取保険金の全額 付表1の2・自由診療に係る収入金額
満期返戻金	積立型保険	円	受取保険金から保険積立金(※1)を控除した額 付表1の2・自由診療に係る収入金額
解約返戻金	積立型保険	円	受取保険金から保険積立金(※1)を控除した額 付表1の2・自由診療に係る収入金額
	掛捨て型保険	円	付表2・E欄(経費の戻入)
損害保険金	積立型保険	円	受取保険金から保険積立金(※1)及び損害損失(※2)を控除した額 付表1の2・自由診療に係る収入金額
	掛捨て型保険	円	受取保険金から損害損失(※2)を控除した額 付表1の2・自由診療に係る収入金額

別紙第2号様式記入欄
※ここに記載した欄に、金額を転記してください。

※1保険積立金とは、資産計上した支払保険料です
※2損害損失とは、災害等により滅失等した保険対象資産の被害直前の帳簿価額に滅失等により支出した経費を加算したものです

保険に係る収入金は、その内容によって、課税標準となる所得金額の計算における取扱いが異なるため、特に注意を要します。
適正な申告のため、保険契約に係る収入がある法人は、この用紙を記入の上、申告書及び別紙第2号様式と併せて御提出くださるようお願いいたします。